閉校となった3小学校の備品や消耗品をお譲りします
（学校備品下見会のお知らせ）

閉校となった学校で使用していた備品等を、地域における公益的な活動に有効活用していただくため、市が指定する物品を、地域の団体等に無償で譲渡します。

つきましては、下記のとおり学校備品下見会を開催します。譲渡を希望される場合は、下見会終了後、所定の期限までに譲渡の申込をお願いします。

なお、譲渡にあたっては、加西市が申込内容を確認し、譲渡する団体を決定します。

1　下見会の日時

令和8年12 月 12 日（土）9 時～15 時

2　対象となる物品

閉校となった日吉小学校・宇仁小学校・西在田小学校で使用していた次のような物品を予定しています。

・机、いす、棚、食器等

・農具（くわ、スコップ等）

・その他、譲渡が可能と市が認める備品・物品

※物品には、経年劣化、傷、汚れ等があります。すべて中古品であり、現状での譲渡となります。

※物品の種類や数量は、申し込み状況等により変更する場合があります。

※指定された期日に必ず搬出してください。

3　譲渡の対象となる団体

・自治会及びふるさと創造会議

※営利を目的とする活動、団体の構成員のみを対象とする私的な活動等への使用を目的とする場合は、対象となりません。

4　下見及び譲渡の申し込み

下記の期限までにロゴフォームより申し込んでください。

5　譲渡する団体の決定

物品の使用目的、活動内容、地域への貢献等を踏まえ、当該物品を譲渡することが公益上必要であると市が認めた場合に限り、譲渡を決定します。

同一の物品について複数の団体から申し込みがあった場合には、内容を踏まえ、教育委員会で決定します。

6　譲渡条件

・物品は無償で譲渡します。返品はできません。

・譲渡した物品は、申込時に示した公益的な活動のために使用してください。

・譲渡物品の転売、その他、譲渡の趣旨に反する使用はできません。

・物品の搬出、運搬、設置、修理等に必要な費用は、譲受団体の負担となります。

・譲渡後の物品について、市は修理、交換その他の補償を行いません。

・譲渡後はそのまま学校で保管することはできません。

7　申込期限及び申し込み方法

申込みは、下見会・譲渡申込みのいずれも、ロゴフォームから行ってください。

- 下見会申込の提出期限　　：令和８年 12 月９日（水）
- 譲渡申込の提出期限　　：令和９年１月 18 日（月）
- 物品の搬出日時　　：令和９年２月６日（土）9 時～15 時

8　その他

今回の譲渡は、閉校に伴い不要となる市の備品等について、地域における公益的な活動に有効活用していただくことを目的として実施するものです。

物品の譲渡は、関係する条例等に基づき、公益上の必要性を確認した上で行います。

物品の状態、数量、使用目的等によっては、譲渡の対象とならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

9　問い合わせ先

加西市教育委員会教育総務課
42－8770
kyoiku@city.kasai.lg.jp